

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月13日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第5号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中「京都市立 総合支援学校副教頭」を「京都市立 総合支援学校(本校)(分校)副教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)